

# 研究費の不正使用問題発生後の対応フロー図

～ガイドラインに基づく体制整備状況の把握と指導～

## 不正事案の発生

不正の事実の確認－研究機関から報告書の提出

組織の体制整備の問題

- 関与した者の責任の明確化
- ・ 申請資格制限の一斉適用
- ・ 返還命令 等

### (STEP1) 原因の分析

ガイドラインに照らして、体制にどのような問題があったか、把握・分析

- ① 研究機関から提出された報告書の分析
- ② 追加資料の要求等、情報の確認
- ③ 「体制整備状況報告書」の確認
- ④ ヒアリング
- ⑤ 現地調査

体制に問題なし

- 不正の再発を防止するよう、注意を喚起

体制に問題あり

### (STEP2) 改善策の検討

原因の分析を踏まえ、当該機関の具体的な改善計画の検討

- ① 文科省等による問題点の指摘
- ② 機関による改善方策の検討(文科省等との協議)
- ③ 改善計画の策定

### (STEP3) 改善計画の実施

当該機関での改善計画に基づく、取り組みの実施

- ① 改善計画に基づく取り組みの実施
- ② 文科省による改善計画の履行状況の把握・確認

改善計画履行が不十分

改善計画を着実に履行

### (STEP4) 是正措置の検討

改善計画の履行が不十分な場合など、是正措置の発動

- ① 文部科学省における、是正措置案の検討
- ② 機関からの弁明の機会

有識者の検討

## 是正措置の発動

(管理条件の付与、機関名の公表、一部経費の制限、配分の停止)

改善が進展

不正の再発を防止するよう、注意を喚起

指導

## 「検討会」

- 検討会においては、下記の、一般的なルールを検討。
- 報告書分析に当たって留意すべき事項
  - ヒアリングや現地調査において確認すべき事項
  - ヒアリングや現地調査における調査体制
  - 改善計画策定に当たって考慮すべき事項
  - 改善計画の取組状況の評価
  - 指導に当たって考慮すべき観点